

## 公益社団法人西宮市シルバー人材センター会員の費用弁償等に関する取扱

### (目的)

第 1 条 この取扱いは、公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の費用弁償について定めることを目的とする。

### (費用弁償)

第 2 条 会員がセンターの区域内で別表第 1 に掲げる委員会等に出席した場合、費用弁償として 1 日につき 2,000 円を支給する。この場合の支払方法等については、配分金の支払い方法に準じる。①

2 会員がセンターの区域外で職務に従事した場合、センターの旅費規程(平成 13 年 10 月 1 日制定)を準用して旅費を支給する。この場合、会員の自宅を出発地とする。

### (重複支給等の調整)

第 3 条 会員が同一日に複数の会議に従事した場合は、一の費用弁償のみを支払う。

### (委任)

第 4 条 この取扱いの施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

### (改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

### 附則

この取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 18 日から施行する。

### 附 則(平成 27 年 3 月 18 日議決)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。①

### 附則(令和元年 7 月 30 日議決)

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。②

別表 1

1. 各委員会①②
2. リーダー会議、広報紙配布責任者会議①
3. 安全パトロール①
4. その他理事長が命じたもの